

令和 6 年度 下水道事業予算の概要

1. 下水道関係予算の概要

2. 新規事項

3. 行政経費

4. 下水道事業調査費

5. 税制改正

6. 他府省関係予算等

(参考1)水道整備・管理行政の移管

令和6年2月

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部

令和6年度予算の基本的な方針について

- 「経済財政運営と改革の基本方針2023」(骨太の方針)、「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律(R5.5.19公布)」、「PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)」等を踏まえ、以下の施策を推進

快適な生活環境/水環境の向上一潤いのある地域づくり

未普及対策

- 令和8年度までの污水处理施設の概成に向け、未普及対策を推進
- 下水道整備の加速化を図る地方公共団体を重点的に支援

公共用水域の水質保全

閉鎖性水域における高度処理等、公共用水域の水質保全を推進するとともに、合流式下水道については水域ごとの実情に応じた対策強化の取組を推進

安全・安心の確保 ー国土強靱化の推進ー

浸水対策

令和5年6月～9月の豪雨による浸水被害が頻発する中、流域治水の考え方も踏まえ、事前防災の観点も含めたハード・ソフト一体的な浸水対策を推進

地震・津波対策

東日本大震災や熊本地震、北海道胆振東部地震等で下水道施設の被害が発生する中、避難所対策や重要道路の機能確保等の観点からハード・ソフト一体的な地震対策を推進

上下水道一体の取組を推進 ー相乗効果の発揮ー

官民連携をはじめとする上下水道の共通課題や研究開発に対して上下水道一体化の取組を推進

下水道事業の持続・成長 ー一次世代を支える下水道の推進ー

肥料化の推進

食糧安全保障問題の解決に寄与するため、下水汚泥資源の肥料利用を推進

脱炭素化の推進(創エネ・省エネ等の推進)

- 「グリーンイノベーション下水道」の実現に向けて、地方公共団体の脱炭素への取組を支援し、全国の自治体の模範となる「カーボンニュートラル地域モデル処理場」の整備等を集中的に支援
- 国が主体となって、実規模レベルの施設を設置して技術的な検証を行う下水道革新的技術実証事業(B-DASH)により、脱炭素化に資する技術の開発・実装を促進

老朽化対策

劣化度や影響度等を踏まえた計画的な修繕・改築等を行うストックマネジメントの取組等を推進

DX(デジタル・トランスフォーメーション)、広域化・共同化、収支構造の適正化

人口減少、施設の老朽化などの課題に対応し、下水道事業の持続性を向上させるため、下水道事業におけるDXや広域化・共同化、収支構造の適正化を推進

ウォーターPPPをはじめとするPPP/PFIの推進

- 下水道分野におけるPPP/PFIの導入をさらに推進
- ウォーターPPPを推進し、令和13年度までに100件の具体化を目指す

下水道分野の国際展開の推進

下水道分野の国際展開を図るため、海外における実証試験等を推進

地域振興

地域活性化等に資する下水道事業の推進

※予算額は国費ベース

Ⅲ. 成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進する

1. 生産性向上・供給力強化を通じて潜在成長率を引き上げるための国内投資の更なる拡大

○インフラ、交通、物流等の分野におけるGXの推進GXの推進

(下水道事業費補助) 4,154百万円
(社会資本整備総合交付金等) 3,253百万円の内数

Ⅳ. 人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する

3. 公的セクター等の改革

○ウォーターPPPの導入拡大や空き家・遊休不動産の活用等によるPPP／PFI案件形成の推進
(社会資本整備総合交付金) 350百万円

Ⅴ. 国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心を確保する

2. 防災・減災、国土強靱化の推進

○気候変動を見据えた府省庁・官民連携による「流域治水」等の推進
(下水道防災事業費補助) 5,385百万円

○地域における防災・減災、国土強靱化の推進
(防災・安全交付金) 292,908百万円の内数

3. 国民の安全・安心の確保及び外交・安全保障環境の変化への対応

○下水汚泥の肥料利用の推進
(社会資本整備総合交付金、下水道事業調査費) 1,627百万円

気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や切迫する大規模地震、また、メンテナンスに係るトータルコストの増大のみならず、社会経済システムを機能不全に陥らせるおそれのあるインフラの老朽化から、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持することができるよう、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図るため、

- 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策
- 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策
- 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進

を柱として、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講ずる。

5か年加速化対策(下水道関係)の一覧

対策名	対策内容	中長期的な数値目標	目標 設定時 (R元年度)	現状 (R4年度)	5年後の達 成目標 (R7年度)
流域治水 対策 (下水道)	雨水排水施設等の整備により、近年浸水実績がある地区等において、再度災害を防止・軽減	浸水実績地区等(雨水排水施設の整備が必要な面積約390,000ha)における下水道による浸水対策達成率	約60%	約66%	約70%
下水道 施設の 地震対策	耐震化により、防災拠点や感染症対策病院等の重要施設に係る下水道管路や下水処理場等において、感染症の蔓延を防ぐために下水の溢水リスクを低減	重要施設に係る下水道管路(耐震化が必要な下水道管路約16,000km)の耐震化率	約52%	約57%	約64%
		重要施設に係る下水処理場等(耐震化が必要な下水処理場等約1,500箇所)の耐震化率	約38%	約47%	約54%
下水道施設の老朽化対策	老朽化した下水道管路を適切に維持管理・更新することで管路破損等による道路陥没事故等の発生を防止	計画的な点検調査を行った下水道管路で、緊急度Ⅰ判定となった管路(令和元年度時点:約400km)のうち、対策を完了した延長の割合	0%	約63%	100%

下水道に関する令和6年度予算概要

令和6年度国土交通省関係予算総括表

事 項	令 和 6 年 度		前 年 度
	(A)	対前年度 倍 率 (A/B)	(B)
治 山 治 水	884,407	1.00	884,019
道 路 整 備	1,671,492	1.00	1,671,083
港 湾 空 港 鉄 道 等	403,734	1.02	397,584
住 宅 都 市 環 境 整 備	730,304	1.00	730,657
公 園 水 道 廃 棄 物 処 理 等	145,161	1.15	126,717
上 下 水 道	112,775	1.20	94,331
上 下 水 道	3,000	皆増	—
水 道	17,136	1.01	17,036
下 水 道	92,639	1.20	77,295
国 営 公 園 等	32,386	1.00	32,386
社 会 資 本 総 合 整 備	1,377,105	0.98	1,400,643
社 会 資 本 整 備 総 合 交 付 金	506,453	0.92	549,190
防 災 ・ 安 全 交 付 金	870,652	1.02	851,453
小 計	5,212,203	1.00	5,210,703
推 進 費 等	19,942	1.02	19,542
一 般 公 共 事 業 計	5,232,145	1.00	5,230,245
災 害 復 旧 等	57,949	1.01	57,547
公 共 事 業 関 係 計	5,290,094	1.00	5,287,792
そ の 他 施 設	56,947	1.22	46,714
行 政 経 費	606,632	1.06	574,803
合 計	5,953,673	1.01	5,909,309

1. 社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金について下水道事業に係る費用はこの内数。
2. 本表のほか、デジタル庁一括計上分として33,417百万円の内数がある。
3. 本表のほか、東日本大震災復興特別会計(復旧・復興)46,300百万円の内数がある。

下水道に関する令和6年度予算概要

社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金

- 地方公共団体が行う社会資本整備について、基幹的な事業や関連する社会資本整備、効果を促進する事業等を一体的に支援する経費として計上
- また、防災・安全交付金により、「防災・安全」に対して重点的な支援を実施。下水道事業においては、主に①地震対策、②浸水対策、③老朽化対策、④合流改善対策を支援

下水道事業関係予算

(国費)単位:百万円

区分	令和6年度 予算額	令和5年度 予算額	対前年度 倍率
下水道防災事業費補助： ・大規模な雨水処理施設の計画的な整備や適切な機能確保、河川事業と一体的に実施する事業への支援等	80,450	66,451	1.21
下水道事業費補助： ・下水汚泥資源の肥料化等	8,546	7,101	1.20
下水道事業調査費等： ・国が自ら行う技術実証事業等	3,643	3,743	0.97
上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費： ・上下水道一体での効率化・基盤強化に向けた取組を支援	3,000	-	皆増
合計	95,639	77,295	1.24

2. 新規事項

(1) 上下水道一体効率化・基盤強化推進事業の創設

《上下水道一体効率化・基盤強化推進事業》

背景

- 令和6年4月に水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省へ移管
- 官民連携をはじめとする上下水道の共通課題に対して、上下水道一体で取組を推進することが必要

概要

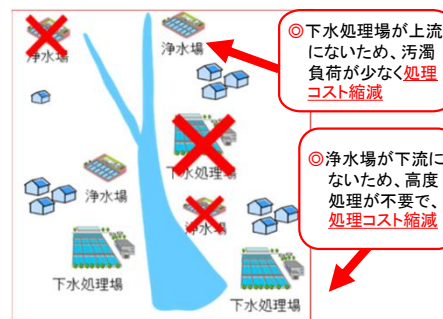
- 令和6年度から水道事業が国交省へ移管されることを契機に、上下水道一体での効率的な事業実施に向け、以下の事業を支援する新たな補助事業を創設

(1) 上下水道施設再編推進事業

事業主体：地方公共団体等

拡充内容：流域全体として最適な上下水道施設の施設再編の検討を推進するため、計画策定経費を補助

検討イメージ

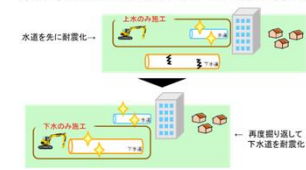


(2) 上下水道施設耐震化推進事業

事業主体：地方公共団体等

拡充内容：上下水道が連携した耐震化を推進するため計画策定経費を補助

それぞれの計画に基づきバラバラに施工



水道、下水道双方を計画的に耐震化することで、災害時でも健全な機能を発揮

上下一体の計画の策定により
上下水道同時に効率的な施工が可能



(3) 官民連携等基盤強化推進事業

事業主体：地方公共団体等

拡充内容：ウォーターPPPの導入を加速化するため、ウォーターPPPの導入検討経費を補助

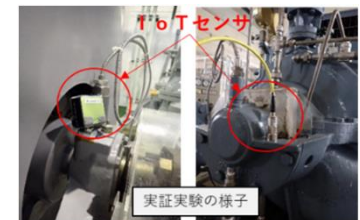
(例)維持管理・更新を一体マネジメントするウォーターPPPイメージ



(4) 上下水道DX推進事業

事業主体：地方公共団体等

拡充内容：DXによる業務効率化等のため、先端技術を活用した設備の導入経費を補助



設備の故障・劣化を無人で自動感知

(5) 業務継続計画策定事業

事業主体：地方公共団体等

拡充内容：近年、激甚化・頻発化する自然災害に対し、上下水道の機能確保するため、業務継続計画の策定を補助

(6) 汚泥資源肥料利用推進事業

事業主体：地方公共団体等

拡充内容：汚泥資源の肥料利用を推進するため、肥料成分や重金属の分析調査、計画策定、分析機器の導入経費を補助



(2) 下水汚泥資源の肥料利用の推進

《下水道事業費補助》

背景

- 食料安全保障強化政策大綱(令和4年12月27日 決定)において、大半を輸入に依存する化学肥料原料の安定供給に向け、2030年までに堆肥・下水汚泥資源の肥料利用量を倍増する目標を位置づけ
- 目標達成のため、地方公共団体による積極的な導入検討や事業化が必要

概要

- 下水汚泥肥料化推進事業の創設
- 汚泥資源肥料利用推進事業の創設(再掲)

下水汚泥肥料化推進事業の創設

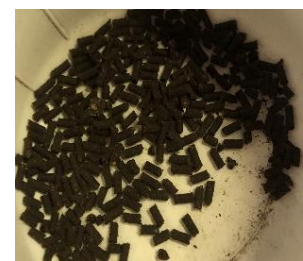
○肥料化施設の整備を集中的に支援する制度の創設

- 自治体が下水汚泥資源を肥料化するための施設整備(コンポスト化施設やリン回収施設等)に対して集中的に支援。

※自治体経費の一部を助成する場合、民間事業者が実施する肥料化の関連設備(ペレット化、成分調整等)について間接補助。



コンポスト化施設(佐賀市)



肥料ペレット



リン回収施設

(3) 特定水域合流式下水道改善事業の創設

《社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金》

背景

- 令和5年度末を対策期限とする合流式下水道緊急改善事業の完了により、合流式下水道の雨天時放流水質は、一定の水準（いわゆる分流並み）を達成する見込み
- 一方大都市を中心に、水が滞留しやすい閉鎖性水域や水辺環境を活かしたまちづくりが進められている水域では、更なる対策の強化が必要

概要

- 良好な水環境へのニーズが高く、水辺利用計画が定められた水域等の特定の水域における、合流式下水道の大規模な改善対策を支援する特定水域合流式下水道改善事業を創設

○水質悪化が生じやすい水域

（感潮河川や平常時の河川流量が少ない等）



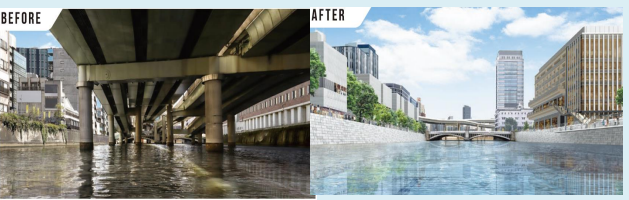
白濁化状況



スカムの発生状況

○地域の水環境へのニーズの高まり

（水辺環境を活かしたまちづくりや、水辺の賑わいの創出）



首都高速道路日本橋区間地下化事業
（首都高速道路㈱HPより引用）

▶ 合流式下水道の雨天時越流水等の更なる対策強化が必要

環境部局	下水道部局
・モニタリング ・雨水浸透施設設置の啓発等	・雨天時越流水対策 ・再生水の導水など
地域住民・団体	河川部局
・清掃活動 ・水辺や水生生物の調査等	・河床の浚渫 ・河川護岸の整備等

多様な主体との連携

特定水域

- 特定水域とは、以下全てに該当する水域
 - ・合流式下水道の雨天時放流水に起因した著しい水質汚濁が発生している
 - ・多様な主体による協議会等により当該水域の目標等が定められ、地域の合意形成が図られている
 - ・河川事業等との連携を図りつつ、合流式下水道の改善対策を実施する計画となっている

➤ 令和10年度末までを期限とする計画期間5年間以内の「特定水域合流式下水道改善事業計画」に位置付けられた大規模な改善対策への補助

- ◆ 雨水貯留施設の整備
- ◆ 遮集管渠の整備
- ◆ 分流化に係る管渠の整備 等の対策強化への補助



【下水道対策の例】

(4) 下水道広域化推進総合事業の拡充

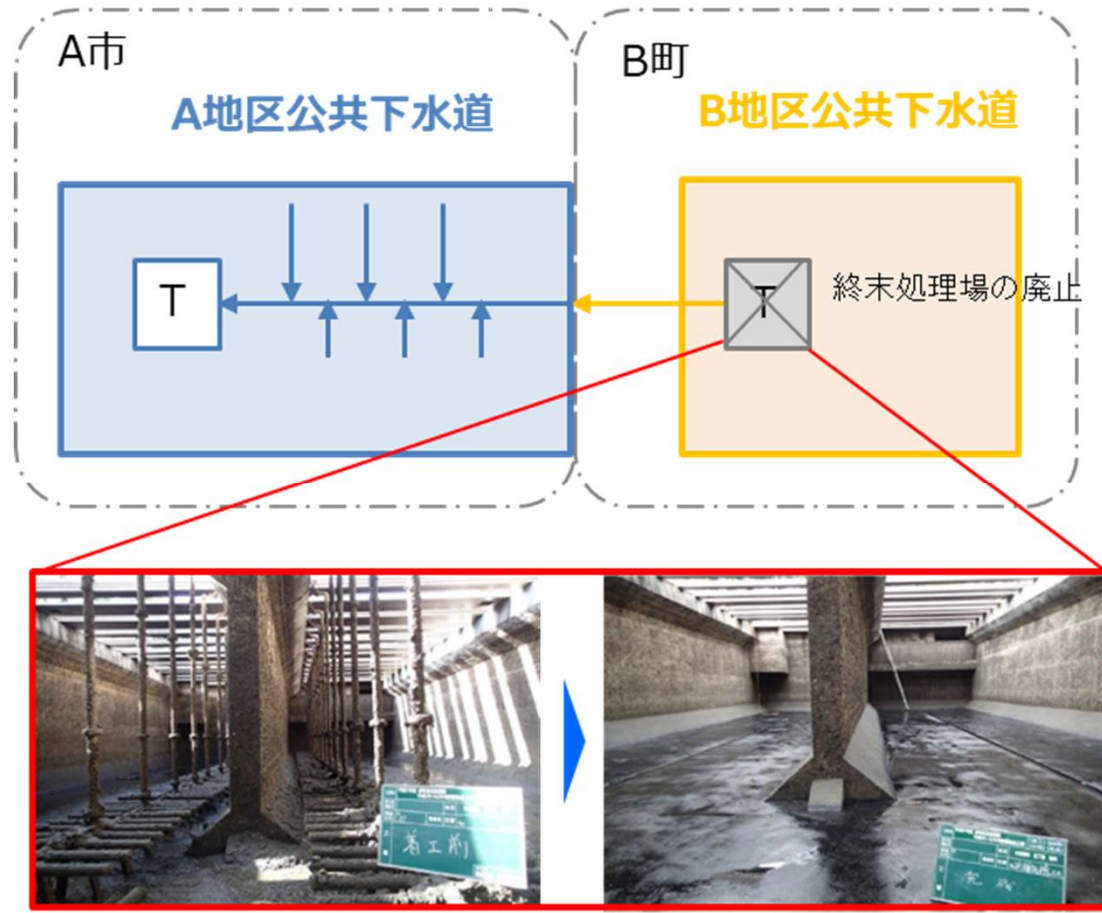
《社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金》

背景

- 全ての都道府県で広域化・共同化計画の策定が令和4年度に完了し、更なる推進が必要
- 施設の統廃合にあたっては、受け入れ側施設に影響を与えないよう廃止側施設からの下水量を調整することが必要

概要

- 統廃合する既存施設を有効活用し、流量変動に対応するための調整池等に改造する費用を補助対象に追加



既存施設を調整池等に改造するイメージ
(例：施設内の設備撤去状況)

(5) 下水道浸水被害軽減総合事業の拡充

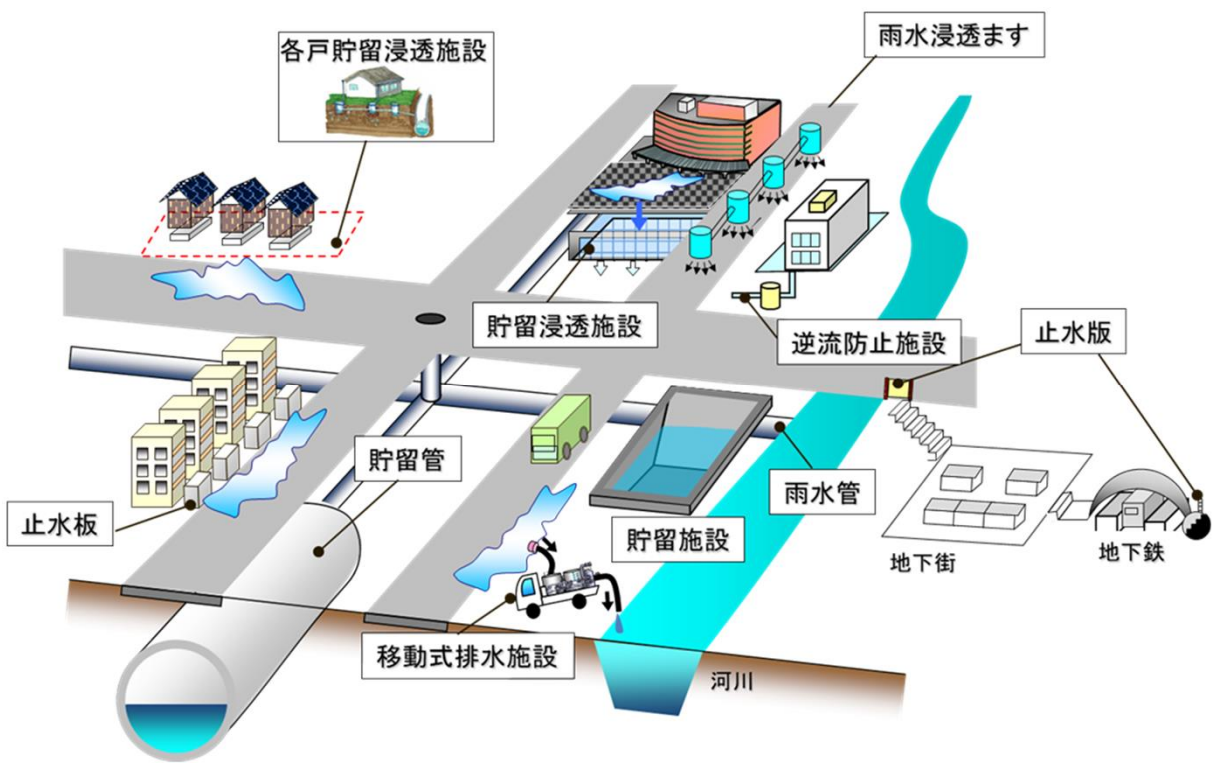
《社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金》

<内水被害等軽減対策計画について>

○5年程度を目途に内水被害常襲地域で、河川改修や下水道整備などのハード整備やハザードマップの策定などのソフト対策に加え、田んぼダムの活用や住まい方の工夫などを、総合的・集中的に実施して内水被害の早期軽減を図るため、都道府県等において策定。

<下水道浸水被害軽減総合事業について>

○内水被害等軽減対策計画として認定された地区を下水道浸水被害軽減総合事業の地区要件に追加



□ …… 下水道浸水被害軽減総合事業の交付対象

背景

- 気候変動の影響により全国各地で内水被害が頻発
- 河川改修や下水道整備などのハード整備やハザードマップの策定などのソフト対策に加え、田んぼダムの活用や住まい方の工夫などを、総合的・集中的に実施して内水被害の早期軽減を目指すことが必要

概要

- 内水被害等軽減対策計画として認定された地区を下水道浸水被害軽減総合事業の地区要件に追加

3. 行政経費（主要事項）

【 】内は予算額(国費)

①内水浸水予測等を活用した浸水対策の検討経費（新規）

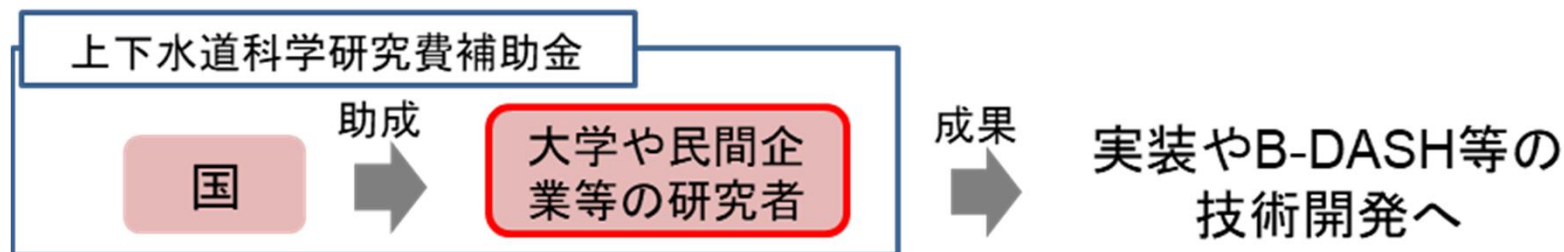
【11百万円】

- 予報・警報の高度化が進められている中、比較的発生頻度が高く社会経済被害が大きい内水氾濫について、内水浸水予測やその活用方法等を検討するとともに、内水浸水予測の活用事例を調査、収集のうえ、とりまとめて公表することで、下水道による浸水対策や自助・共助の取組みを更に促進し、浸水安全度の向上に寄与することを目的とする。

②上下水道科学研究費補助金（新規）

【29百万円】

- 大学や民間企業等の研究者に対して、上下水道の持続と進化に必要な研究への助成を行うことによって、上下水道を支える技術基盤を強化するとともに、上下水道をより効率化する技術の芽を育成する。



4. 下水道事業調査費（主要事項）

下水道革新的技術実証事業(B-DASH*): 令和6年度新規実証事業

* B-DASH: Breakthrough by Dynamic Approach in Sewage High Technology Project

下水汚泥資源の肥料利用促進に向けたリン資源回収等技術

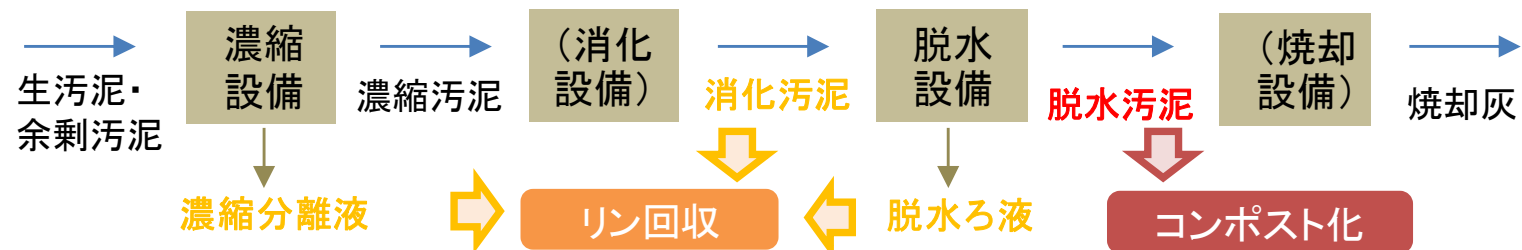
現状と課題

下水汚泥資源の肥料利用の現状

- 下水汚泥の肥料化にあたってはリン回収、コンポスト化等の技術が活用されている
- 全国的な肥料利用の普及拡大に向けて、さらなる製造コストの縮減や、技術の高度化が必要

新技術の開発

汚泥処理過程



- ・汚泥の濃縮分離液や脱水ろ液等からのりん回収に関して、より経済性と機能性の高い技術
- ・脱水汚泥からのコンポスト化に関して、より経済性と機能性の高い技術

➤コストの低減や高度化した処理技術の確立により、下水汚泥資源の肥料利用を促進

5. 税制改正

雨水貯留浸透施設の整備に係る課税標準の特例

- 浸水被害対策区域において、民間事業者等が認定された雨水貯留浸透施設整備計画に基づき設置する雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の特例措置の適用期限を3年間延長する。

【固定資産税】

課税標準3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲で条例で定める割合とする。

除害施設に係る課税標準の特例

- 民間事業場等から公共下水道へ排除される下水から、有害物質等を除去する「除害施設」の設置の促進を通じて、公共用水域の水質保全や下水道機能の確保を図るため、当該施設に係る固定資産税の特例措置の適用期限を2年間延長する。

【固定資産税】

課税標準5分の4を参酌して10分の7以上10分の9以下の範囲で条例で定める割合とする。

エネルギー対策特別会計における下水道関係事業

- 下水道事業関連で、環境省によるエネルギー対策特別会計における予算支援の活用も可能

	事業内容	補助率
脱炭素先行 地域づくり事業	脱炭素先行地域に選定されている自治体において、再エネ設備や基盤インフラ設備(蓄電池、自営線等)の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業を支援	原則2/3
重点対策 加速化事業	再エネ設備の一定以上(都道府県・指定都市・中核市:1MW以上、その他の市町村:0.5MW以上)導入を要件に、自家消費型の太陽光発電などの対策を複合的に実施する事業を支援	2/3~1/3 (もしくは定額)
水インフラにおける 脱炭素化推進事業	- 上下水道施設での再エネ設備、高効率設備等の導入を支援 - また、上下水道施設の水路上部等の空間ポテンシャルに対して、新たな再エネ設備の設置方法について技術実証を実施	1/2 (太陽光発電設備のみ1/3)
再エネ熱利用・発電等の価 格低減促進事業	民間事業者による下水熱利用のための計画策定・コスト要件を満たす設備導入を支援	3/4(計画策定) 1/2(設備導入)

地域産業構造転換インフラ整備推進交付金

【令和5年度補正予算額60億円】

- 令和5年度補正予算において、半導体等の戦略分野に関する国家プロジェクトの生産拠点の整備に 際し、必要となる関連インフラの整備を機動的かつ追加的に支援するための新たな交付金を創設

○都道府県が民間プロジェクトの関連インフラ整備について実施計画を策定

(実施計画には、民間事業者と連携し、生産拠点の整備に必要な関連インフラ整備事業を記載)

○実施計画を踏まえて内閣府が配分計画を作成

○配分計画に基づき、交付金の予算を関係行政機関に移し替えて執行

【交付対象事業】

選定された民間プロジェクトの関連インフラ(工業用水、下水道、道路)の整備に係る事業で、実施計画に記載されたもの

※交付割合は、工業用水 :3/10 等
下水道 :1/2 等
道路 :5.5/10 等

大規模生産拠点整備プロジェクト

選定

プロジェクト選定会議



TSMC
熊本工場



ラピダス
北海道

【プロジェクト選定に当たっての視点】

◎半導体など、国策的見地から支援すべき大規模な生産拠点整備を行うリーディングプロジェクトであって、相当規模の立地・投資を伴うものであること

◎関連インフラを当該地域に一体的かつ集中的に整備する緊急性・合理性(※)があること

※以下の点で合理的と認められるもの
・周辺地域において基礎的なインフラが整備されている等
・災害リスクによる影響が軽微であると見込まれるエリアへの新規立地である等

◎雇用機会の創出、地域経済の活性化など、周辺地域の地方創生に寄与すること

選定プロジェクトの関連インフラ整備について、都道府県が実施計画を策定

支援

地域産業構造転換
インフラ整備推進交付金

<令和5年12月に選定された民間プロジェクト>



<今年度支援を行う予定の関連インフラ>

北海道	□下水道 □道路
岩手県	□工業用水 □下水道
広島県	□工業用水 □道路
熊本県	□工業用水 □下水道 □道路

地方創生污水处理施設整備推進交付金

- 令和4年度第2次補正予算において、デジタル田園都市国家構想推進交付金が創設され、地方創生関連の交付金が「デジタル田園都市国家構想交付金」として一本化
- 污水处理施設の整備は、引き続き、上記交付金の一部として「地方創生污水处理施設整備推進交付金」により推進

制度フレーム

デジタル田園都市国家構想交付金

- デジタル実装タイプ
- 地方創生拠点整備タイプ
- 地方創生推進タイプ

地方創生整備推進交付金

- ・地方創生道整備推進交付金
- ・地方創生污水处理施設整備推進交付金
- ・地方創生港整備推進交付金

・先駆型・横展開型

等

● 交付対象(下水道)

地域再生法に基づき認定を受けた地域再生計画に記載された、公共下水道、集落排水施設、浄化槽のうち2以上の施設の総合的な整備を支援

● 令和6年度予算

デジタル田園都市国家構想交付金
地方創生整備推進交付金 398億円

注) 地方創生污水处理施設整備推進交付金はこの内数

下水道事業債（脱炭素化推進事業）

- 公営企業の脱炭素化の取組を計画的に実施するための地方財政措置（令和5～7年度）
- バイオガス発電、肥料化施設の導入や高温焼却施設への更新等を対象に、地方負担額の1/2に充当した上で、元利償還金の全額を一般会計からの繰出しの対象とし、その50%について普通交付税措置

広域化・共同化に係る地方財政措置

- 広域化・共同化に伴う施設等の整備事業について、下水道事業債（広域化・共同化分）の対象とし、引き続き地方財政措置
- 都道府県が行う更なる調査・検討に必要な経費について普通交付税措置（令和5～7年度）

緊急自然災害防止対策事業債

- 災害の発生予防又は被害拡大防止を目的として実施される地方単独事業を対象とした地方財政措置（令和3年度～令和7年度）
- 下水道事業では、雨水公共下水道、都市下水路及び公共下水道（管渠を除く浸水対策）が対象

資本費平準化債の拡充について

- 法適化（公営企業会計導入）の進捗を踏まえ、公債費負担を適正な水準の料金収入等で賄える程度に平準化できるよう、資本費平準化債を拡充し、過去に発行した資本費平準化債の元金償還金を対象に追加。（令和6年度～）
- ※ 資本費平準化債の償還年限については「対象償却資産の平均残存耐用年数」を限度。
- ※ 資本費平準化債の元利償還金相当額を含む汚水処理原価を確実に回収すること等に留意した収支計画の策定が要件。

【拡充内容】

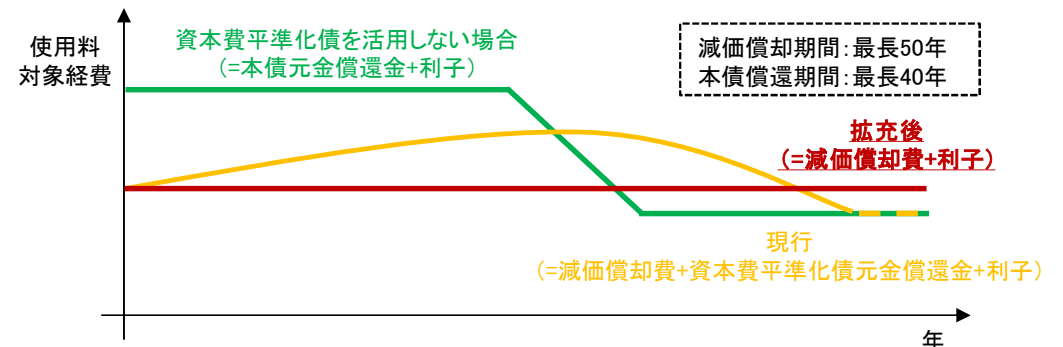
資本費平準化債発行可能額 ＝

＜見直し部分＞

元金償還金総額 － 資本費平準化債の元金償還金 － 減価償却費相当額等

⇒下線部分を削除し、発行対象を拡充

＜資本費平準化債の活用効果（イメージ図）＞ ※拡充後を基準とした場合の比較

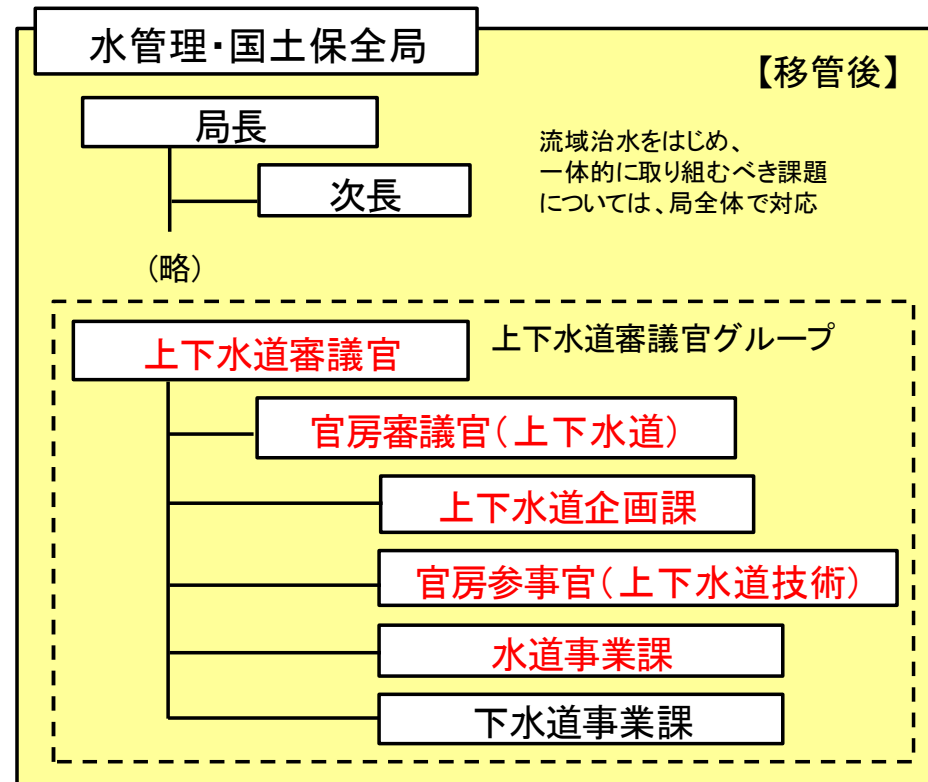
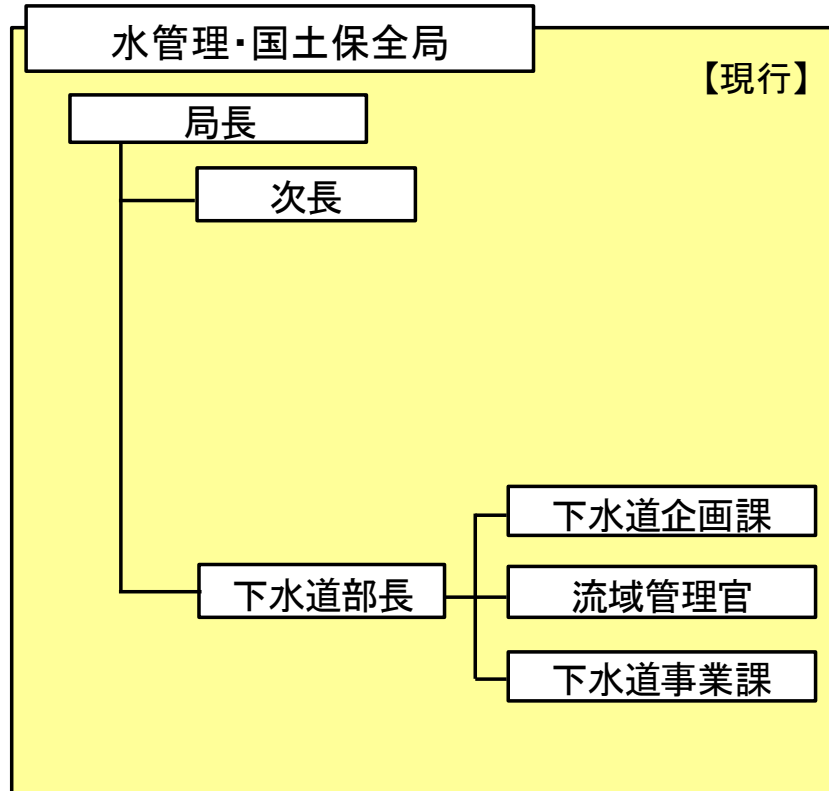


水道整備・管理行政の移管後の国土交通省の体制（R6.4～）

- 国土交通本省、地方整備局、国土技術政策総合研究所等に上下水道一体の体制を構築。
- 国土交通省の有するインフラ整備・管理に関する知見や地方整備局などの現場力・技術力を活用し、災害対応や老朽化対策等における水道整備・管理行政の機能強化を図るとともに、水ビジネスの国際展開や、官民連携、技術開発等の上下水道共通の課題に対して一体的かつ効率的に取り組む。

1. 国土交通本省の体制

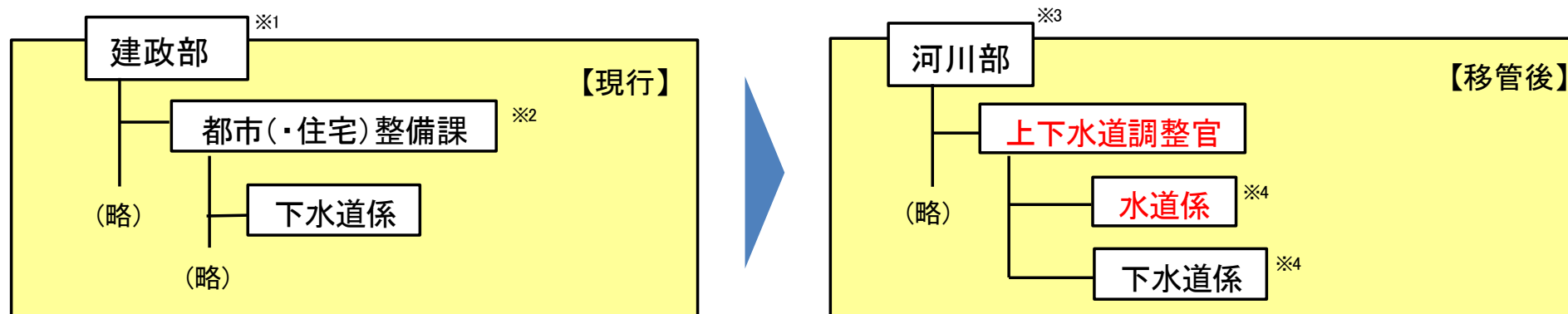
- 国土交通本省に局長級の上下水道審議官と、官房審議官(上下水道)を新設。
- 上下水道審議官グループとして、3課1官体制で上下水道一体の組織体制を整備。



水道整備・管理行政の移管後の国土交通省の体制（R6.4～）

2. 地方整備局及び北海道開発局における体制

- 地方整備局では、河川部に上下水道調整官や水道係等を新設するとともに、建政部が所管する下水道行政を河川部に移管し、上下水道一体の組織体制を整備。



※1,2,3 北海道開発局ではそれぞれ事業振興部、都市住宅課、建設部

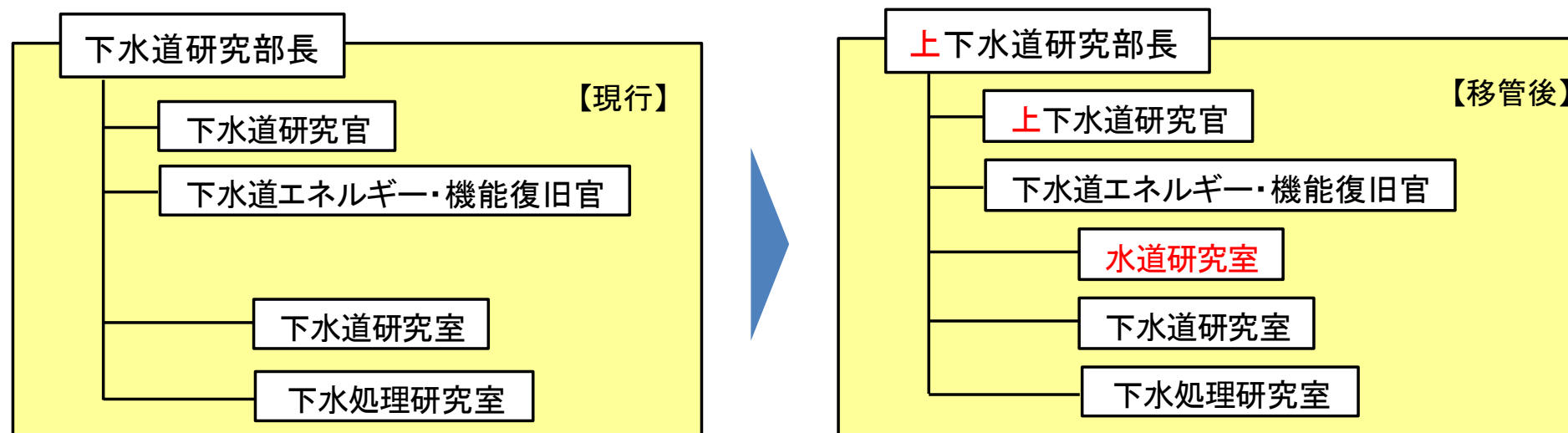
※4 地方整備局では水道係、下水道係は地域河川課に所属

北海道開発局では上下水道調整官、水道係、下水道係は地方整備課に所属

3. 国土技術政策総合研究所における体制

※5

- 国土技術政策総合研究所に水道研究室を新設し、水道に係る研究を新たに実施。



※5 国立保健医療科学院の水道関係の組織は、当面の間、引き続き科学院に存置

水道整備・管理行政の移管後の災害対応について(R6.4~)

水道の早急な災害復旧支援、事故への対応のための地方整備局の体制や知見の活用

- 令和6年度の水道整備・管理行政移管後は、日本水道協会との連携のもと、地方整備局の現場力・技術力を最大限に活かして、早期の応急給水や復旧等の支援体制を強化。

移管前



おきつがわしゅすいこう

興津川取水口の被災状況
(令和4年 静岡県静岡市)



土砂崩れ等で破損した取水施設
(令和2年 熊本県八代市)

- 厚生労働省本省での被災状況の把握、関係機関との情報共有を実施

※国が水道に関わる地方組織を有しておらず、復旧支援を行うための体制が存在しない

- 日本水道協会の水道事業体による相互応援の枠組みで被災市町村への応急給水や応急復旧等に関する支援を実施

移管後



暫定版応援ルール(令和5年6月)に基づく給水支援
(山口県美祢市)



地方整備局による現地調査
(令和3年和歌山市
むそた
六十谷水管橋崩落事故)

- 地方整備局等による迅速な被災状況の把握
- 地方整備局等は日本水道協会との連携により、迅速かつ効果的に以下の支援を実施
 - ・リエゾン派遣
 - ・給水機能付き散水車、排水ポンプ車、照明車等の派遣
 - ・基幹的施設の災害復旧に関する技術的支援等

(参考)今年度の水道の災害対応について

- 令和6年度の水道整備・管理行政の移管に向けた準備の一環として、令和5年6月1日から「災害時における国土交通省による水道事業体等への応援ルール(暫定版)」の運用を開始。
- 情報連絡、応急給水や応急復旧等の応援に関する留意事項等を関係者で共有し、円滑に災害対応を実施。

▶ 活動例

令和5年7月

給水機能付散水車等の活動箇所
(秋田県男鹿市、五城目町)

男鹿市内で約4,000戸、五城目町で約3,500戸の水道断水が発生し、給水支援として散水車を派遣。

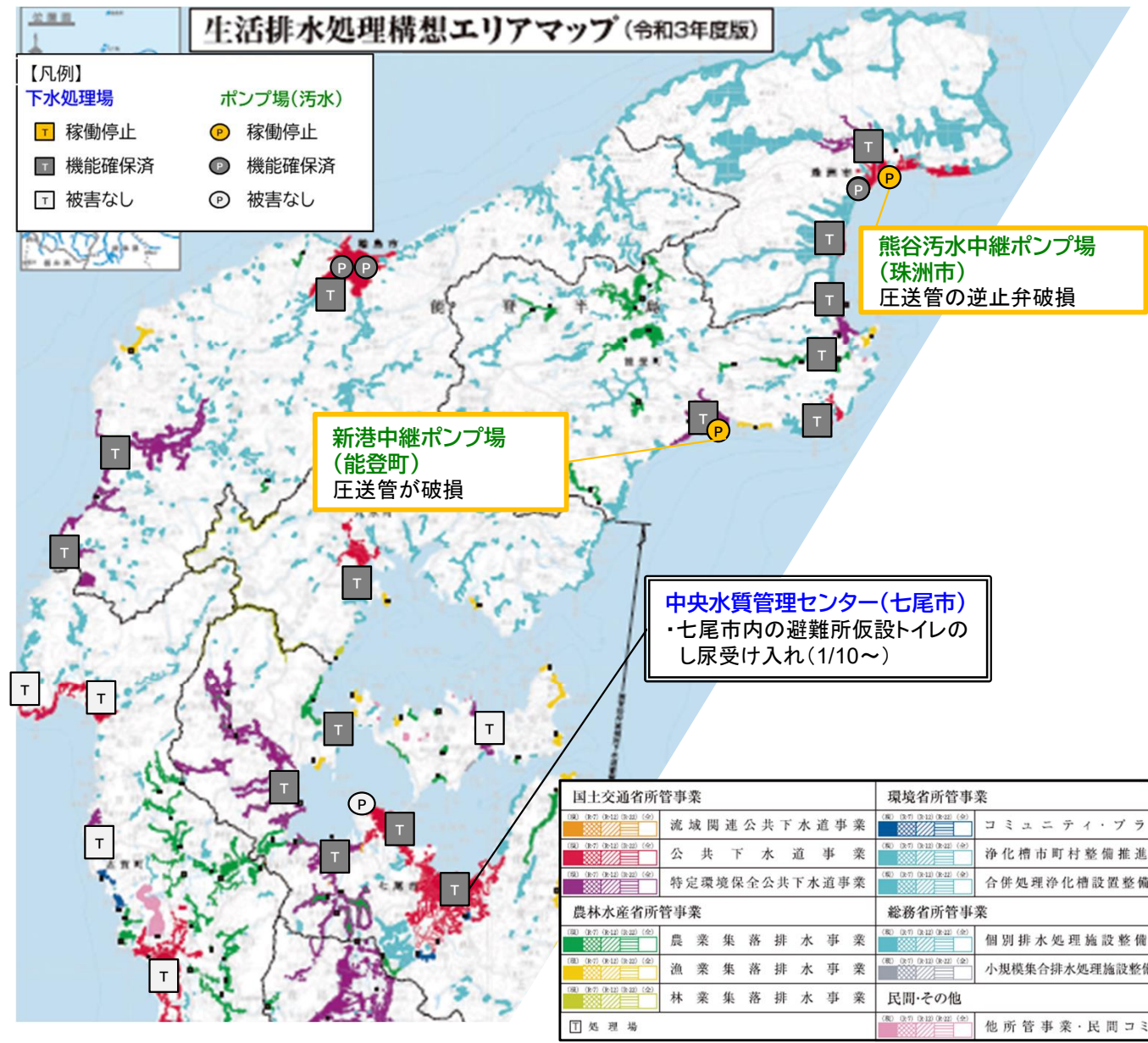


令和6年能登半島地震について

令和6年能登半島地震に伴う下水道施設の被害状況(石川県)

令和6年2月5日
10:00時点
国土交通省

- 特に被害の大きい能登地方6市町の下水道の復旧については、水道の復旧状況に遅れることがないように、上下水道一体となって早期復旧に向けた支援を実施(1/8～)
- 日本下水道事業団により、稼働停止の下水処理場、ポンプ場の緊急支援を実施(1/7～)



○下水道施設の復旧状況

	1/6 14:00時点	現在
下水処理場稼働停止	9箇所	⇒ 0箇所
ポンプ場稼働停止	4箇所	⇒ 2箇所

○下水道管路の状況

		1/22 12:30時点	現在
自治体名	全管路延長 (km)	被害なし・流下機能確保(km)	
七尾市	231	153 ⇒ 159 (69%)	
輪島市	172	21 ⇒ 75 (44%)	
珠洲市	104	5 ⇒ 6 (6%)	
志賀町	148	135 ⇒ 140 (94%)	
穴水町	39	9 ⇒ 9 (24%)	
能登町	79	47 ⇒ 46 (58%)	
6市町計	773	369 ⇒ 435 (56%)	
石川県計	6,334	5,734 ⇒ 5,883 (93%)	

386km(内6市町323m)(流下機能の有無を確認中)
※流下機能なしが確認された箇所では、バイパス管の設置などの
の応急対応により流下機能を確保する。

令和6年能登半島地震における上下水道一体となった復旧支援体制

1月31日時点

現地対策本部

水道チーム（全体指揮）
（9名）

- ・厚生労働省（3名）
- ・国土交通省（3名）
- ・地方整備局（2名）
- ・石川県庁（1名）



下水道チーム（全体指揮）
（15名）

- ・国土交通省（2名）
 - ・国土技術政策総合研究所（2名）
 - ・長野県（中部ブロック副幹事）（2名）
 - ・名古屋市（中部ブロック副幹事）（2名）
- ・東京都（大都市窓口）（2名）
 - ・日本下水道事業団（1名）
 - ・日本下水道協会（1名）
 - ・日本下水道新技術機構（1名）
 - ・日本下水道管路管理業協会（2名）

各地方整備局
能登6市町支援班
（13名）

北海道、関東、中部、
近畿、中国、九州



日本水道協会3支部の
能登6市町支援班

七尾市・ 珠洲市	名古屋市 など
輪島市・ 志賀町	横浜市 など
穴水町・ 能登町	大阪市 など



約370名（1/31時点 約300名）

能登6市町調査班

- ・下水道施設の早期復旧に
向けた方針立案等の支援

七尾市	名古屋市
珠洲市	浜松市、静岡市 名古屋市
輪島市	東京都、 さいたま市、 川崎市、千葉市
志賀町	横浜市、川崎市
穴水町	神戸市、堺市
能登町	大阪市、京都市

設備班

- ・日本下水道事業団
- ・被災地の処理場・ポ
ンプ場の復旧支援
- ・当面、能登6市町
メイン

管路調査班

- ・中部地方を中心とす
る自治体職員
（51団体）
- ・被災地の下水道管路
の被災調査
- ・当面、能登6市町
以外をメイン

管路応急班
管路詳細調査班

- ・日本下水道管路管理
業協会の全国の会員
企業（最大55班）
- ・溢水箇所の仮配管、
バキューム対応等

社会資本整備総合交付金等の 交付要件について

社会資本整備総合交付金等の交付要件(経営関係)

(R5.4.3国土交通省下水道部下水道事業課通知の抜粋)

⑤公営企業会計の適用に係る要件

- ・人口3万人以上の地方公共団体については、令和2年度以降の予算・決算について、公営企業会計に移行
- ・人口3万人未満の地方公共団体※については、令和6年度以降の予算・決算について、公営企業会計に移行

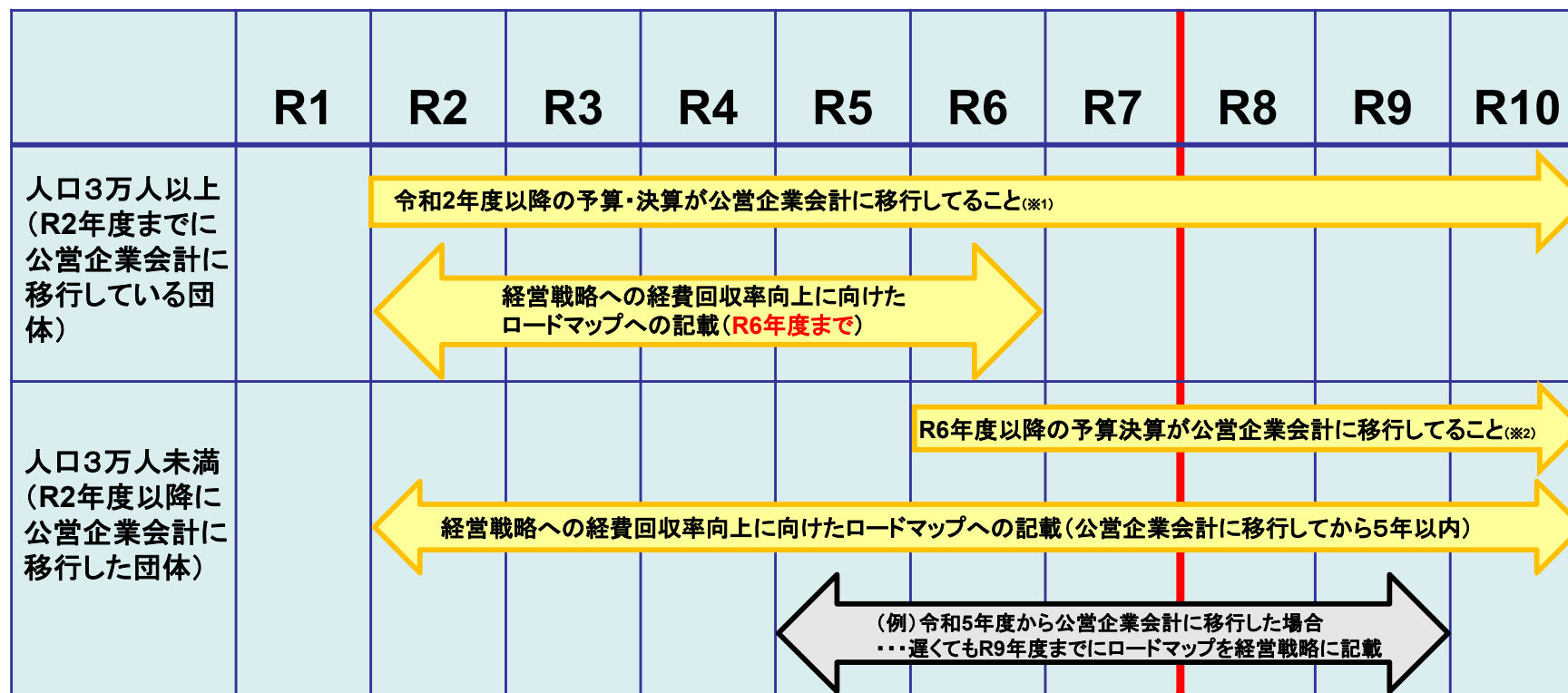
※将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、期間内の移行が著しく困難な市区町村を除く。

⑥使用料改定の必要性の検証に係る要件

公営企業会計の導入済みの地方公共団体について、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、

- ・下水道使用料の改定の必要性に関する検証
- ・経費回収率の向上に向けたロードマップを策定
- ・国土交通省へ提出するとともに、検証結果を公表

(※令和2年度の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していない団体は、公営企業会計に基づく予算・決算に移行した年度以降。)



戦略の見直しR7年度まで
(総務省通知: R4.1.25)

※参照される総務省通知
1. 総務省通知: H27.1.27
2. 総務省通知: H31.1.25

社会資本整備総合交付金等交付にあたっての要件【参考】

社会資本整備総合交付金等の交付要件は、『社会資本整備総合交付金交付要綱の付属第Ⅱ編』に定められており、要件を満たすものに限り、交付対象となる。

(1) 地域・規模等要件

(2) 下水処理場における施設改築にあたってのコンセッション方式導入検討要件

- ・人口20万人以上の地方公共団体
- ・工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれる改築事業

(3) 下水処理場における施設改築にあたっての施設統廃合検討要件

- ・工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれる改築事業

(4) 汚泥有効利用施設新設に際してのPPP／PFI手法導入要件

- ・人口20万人以上の地方公共団体
- ・工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれる事業

(5) 「広域化・共同化計画」策定に係る要件

- ・平成30年度末までに、都道府県を単位とした広域化・共同化に関する計画の策定に着手
- ・令和4年度末までに、都道府県を単位とした広域化・共同化に関する計画を策定

(6) 公営企業会計の適用に係る要件

- ・人口3万人以上の地方公共団体については、令和2年度以降の予算・決算について、公営企業会計に移行
 - ・人口3万人未満の地方公共団体※については、令和6年度以降の予算・決算について、公営企業会計に移行
- ※将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、期間内の移行が著しく困難な市区町村を除く。

(7) 使用料改定の必要性の検証に係る要件

公営企業会計の導入済みの地方公共団体について、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、

- ・下水道使用料の改定の必要性に関する検証
- ・経費回収率の向上に向けたロードマップを策定
- ・国土交通省へ提出するとともに、検証結果を公表

(8) 下水道革新的技術実証事業における実証技術の導入検討要件

社会資本整備総合交付金等における重点配分項目【参考】

- 社会資本整備総合交付金等による国費支援については、特定の事業に対して重点配分を実施。
- 令和5年度予算より、肥料利用やカーボンニュートラル地域モデル処理場、コンセッションに係る事業を重点配分項目に追加。

令和5年度の重点配分項目

【社会資本整備総合交付金】 ※令和5年度変更箇所

- ① アクションプランに基づく下水道未普及対策事業（污水处理施設整備が概成していない団体に限る）
- ② PPP/PFI、下水汚泥のエネルギー・**肥料**利用、広域化・共同化の取組を推進するため追加的に必要※となる下水道事業
- ③ **コンセッション事業に含まれる下水道施設の設置・改築事業**

（注）公営企業会計を適用した地方公共団体においては、以下のいずれにも該当しないことを要件とする。

- ①経費回収率の向上に向けたロードマップに定めた業績目標を達成できない場合。
- ②令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/m³未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合。

【防災・安全交付金】

- ① 各地方公共団体が定める下水道事業計画に基づく雨水対策事業
（雨水出水浸水想定区域の指定対象団体は、令和8年度以降は、最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成済みである場合に限る）
- ② 国民の安全・安心の確保に向けた以下の取組を推進するために追加的に必要※となる下水道事業
 - ・南海トラフ地震・首都直下地震の対象地域における重要施設（揚水・沈殿・消毒施設、管理棟、下水道総合地震計画に位置づけられている管渠）の地震対策
 - ・下水道総合地震対策事業（国土強靱化地域計画に基づき実施するもの又はマンホールトイレ整備を含むものに限る）
 - ・下水道施設の耐水化・非常用電源確保（津波対策を含む）
- ③ 温室効果ガス削減効果の高い**脱炭素化**事業
 - ・従来より20%以上の消費電力量もしくは温室効果ガス排出量を削減できる機能向上改築
 - ・**「カーボンニュートラル地域モデル処理場計画」に位置付けられた事業**
- ④ **コンセッション事業に含まれる下水道施設の設置・改築事業**

※ PPP/PFI、地震対策等でも汚水の改築の性格があるものは対象から除外（PPP/PFIで実施する処理場の改築、耐震で実施の管更生 等）

社会資本整備総合交付金等の交付要件確認についての留意事項

下水道事業課・下水道企画課管理企画指導室 企画専門官 事務連絡(令和3年6月3日) 抜粋

交付要件の確認にあたっては、毎年度11 月末日の次年度予算要望調書の提出までに、別紙 1 の「交付要件確認チェックシート」を、各地方公共団体から地方整備局等を経由して下水道事業課へ提出していただくこととします。

チェックシートと共に、経営戦略のうち以下の①～③に関する事項が記載された箇所(いずれも該当部分の抜粋のみで可)の電子ファイルについても別紙 2 ～ 5 に従い提出いただくようお願いします。

【経営戦略におけるロードマップ関連記載事項】

- ① 経営健全化に関する定量的な業績指標及び目標年限
- ② 収入増加・支出削減のための具体的取組及び実施時期
- ③ 収支構造の改善の要否等について、少なくとも5年に1度の頻度で、定期的な検証・見直しを行う旨

(別紙1) 交付要件確認チェックシート

	チェックシート記載日	都道府県名	市町村名	
1. 公営企業会計の適用状況		適用済み	適用年度	未適用
2. 令和2年度以降※、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を実施 ※令和2年度までに公営企業会計適用していない場合、「公営企業会計適用した年度以降」とする。）		実施済み	実施年度	未実施
3. 経営戦略の内容				
①経営健全化に関する定量的な業績指標及び目標年限が記載されているか		記載済み		未記載
②a 経費回収率向上に向け、収入増加のための具体的取組及び実施時期が記載されているか（使用料の改定、下水道施設・未利用資源の有効活用や接続促進による収入増など、収入を増加させるための取組が記載されていれば可）		記載済み		未記載
②b 経費回収率向上に向け、支出削減のための具体的取組及び実施時期が記載されているか（包括的民間委託等による維持管理費の削減（新規・継続問わず）や新技術の導入、広域化・共同化、処理場の運転方法の見直し、電力契約の見直しなど、支出削減のための取組が記載されていれば可）		記載済み		未記載
③収支構造の更なる適正化に向けて、少なくとも5年に1度の頻度で、定期的に検証・見直しを行う旨が記載されているか（表現ぶりは、「〇年毎に検証する」といった大まかなもので可とする※） ※「検証・見直し」の具体的内容としては、収支実績・取組効果の確認、業績目標or収支見通しとの乖離の確認及びその原因分析、今後の取組について検討、見直しを行い、収支見通しの改定等を行うことを想定しており、関連する記述の有無で判断する。		記載済み		未記載
4. 経営戦略が公表されているか		公表済み		未公表

【記入要領】

- ・上記1.～4.の全てについて記載すること。
- ・1. で公営企業会計適用済みと回答した団体については、令和7年度以降（令和2年度以降に公営企業会計を適用した団体については、適用年度から5年経過以降）、2.、3.（②はaとbのいずれかのみに可）、4. の全てを満たしていることが交付要件となる。
- ・なお、人口3万人以上の地方公共団体については、令和2年度以降の予算決算が公営企業会計に基づくものに移行していること、人口3万人未満の地方公共団体については、令和6年度以降の予算決算が公営企業会計に基づくものに移行していることを交付要件としている。

社会資本整備総合交付金等の交付要件の適合審査の状況(R4末時点)

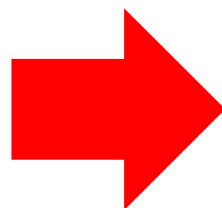
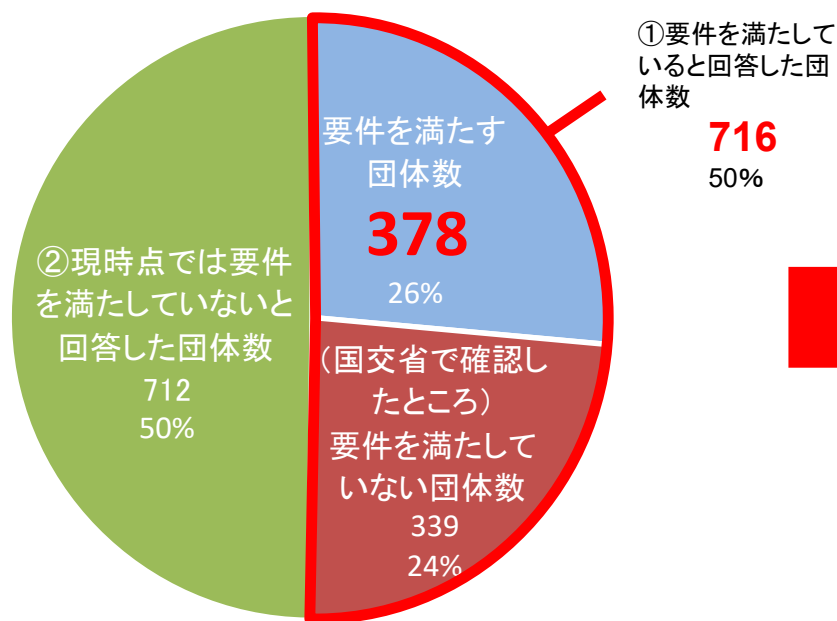
- 交付要件確認チェックシート及び「社会資本整備重点計画における経営に関する指標の状況調査について(うち設問3)」で実施した調査結果を基に各自治体におけるロードマップの記載状況を確認したところ、①全て記載済みと回答した**673団体**のうち、**506団体**が交付要件を満たしている状況。

(R4.3末時点)

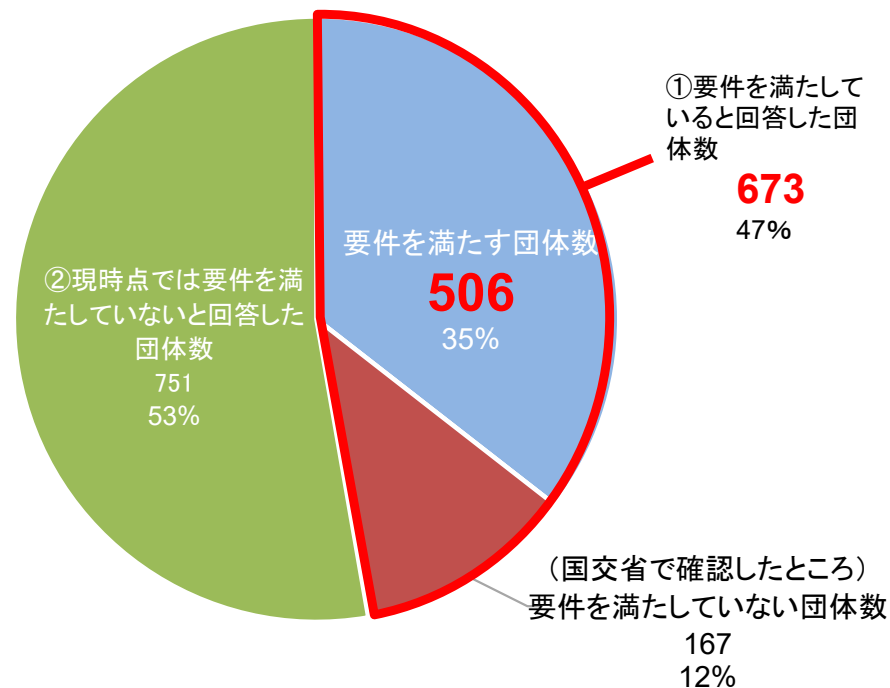
交付要件を満たしている団体数が
約380団体から約510団体へ増加

(R5.3末時点)

n=1,428



n=1,424



社会資本整備総合交付金等の交付要件を満たすための経営戦略に記載すべきポイント

定量的な業績指標及び目標年限の記載例(3. ①関係)

- 経営分析には複数の指標を用いるべきであり、例として、経費回収率、経常収支比率、水洗化率等が挙げられる(経営比較分析表における経営指標の概要を参考)
- 業績指標に対し目標値を設定する際、現状値からどの程度推移しているか。現状値、中間値、目標値の設定など段階的な目標設定を記載すること

収入増加のための具体的取組及び実施時期の記載例(3. ②a関係)※

- 業績指標達成のため、具体的な取組をいつ実施するのかを記載すること
(例: 令和○年度までに経費回収率を○%に向上させるため令和○年度に使用料改定を実施する)
- 具体的取組を記載する際、取組を「検討する」のみ記載するだけでなく、具体的な実施時期も記載
- 業績指標達成に向け、既に実施している取組がある場合は、継続して実施している旨記載
(例: 令和○年度から継続して～を実施している)

支出削減のための具体的取組及び実施時期の記載例(3. ②b 関係)※

- 業績指標達成のため、具体的な取組をいつ実施するのかを記載すること
(例: 令和○年度に包括的民間委託等の実施により維持管理費の削減を図る)
- 具体的取組を記載する際、取組を「検討する」のみ記載するだけでなく、具体的な実施時期も記載
- 業績指標達成に向け、既に実施している取組がある場合は、継続して実施している旨記載
(例: 令和○年度から継続して～を実施している)

※既に経費回収率100%以上の団体については、今後も100%を維持するための具体的な取組を「引き続き」実施する旨記載願います

※業績指標と業績指標達成のための具体的取組については、なるべくリンクするように記載願います -33-

【参考】定量的な業績指標及び目標年限の記載例（3. ①関係）

北海道千歳市の例

（1）経営基盤の強化

中長期的な収支見通しに基づき、投資試算と財源試算の収支バランスの均衡を図るとともに、事業の優先順位付けや平準化を行い、持続可能な経営基盤の強化を目指します。

財務会計システムの更新などによる業務の効率化や省力化を行い、経費の縮減に努めるとともに、各指標の目標達成状況の把握や収支計画と実績との比較検証を行うなど、経営分析等に基づく経営管理を行い、持続可能な経営の確保に取り組みます。

関連指標	指標名	単位	R2 現状値	R8 目標値	R13 目標値	達成 基準
	<u>経常収支比率</u>	%	105.3	102.6	103.4	100%以上
	<u>流動比率</u>	%	326.3	236.0	239.4	200%以上
	<u>企業債残高対事業規模比率</u>	%	366.2	329.0	286.3	↘
	<u>経費回収率</u>	%	97.4	98.5	101.1	100%以上
	<u>汚水処理原価</u>	円	98.4	98.3	95.8	↘
	<u>施設利用率</u>	%	72.4	79.6	80.2	↗
	<u>水洗化率</u>	%	99.9	99.9	99.9	↗

◆施設利用率及び水洗化率は公共下水道事業のみの数値です。

◆達成基準は、数値を上げていくことが目標の場合は「↗」、数値を下げていくことが目標の場合は「↘」を掲載しています。（以下、同じ。）

ポイント

- ・業績指標が複数用いられている
- ・段階的な目標が設定されている

注意点

投資・財政計画（シミュレーション結果等）だけをもって3. ①の記載を満たしているとは判断できません。
目標だと判断できるように、業績指標の目標年限、目標値を記載してください。

【参考】収入増加のための具体的取組及び実施時期の記載例(3. ②a関係)

神奈川県葉山町の例

2) 使用料改定率・実施時期の設定

使用料改定の実施時期・改定率は、国土交通省より発出された事務連絡及び使用料改定検討スケジュールを考慮して、表 3.1 のとおり設定します。

表 3.1 使用料改定の実施時期・改定率

項 目	内 容
料金改定率	- 経営基盤の強化の観点から、料金改定の最終目標として、経費回収率 100%となる料金設定を目指す、急激な使用料増額に伴う町民負担増にならないように、段階的な料金改定を行います。 ➢ 第 1 段階：経費回収率 95%を目指して改定率を設定 ⇒約 150 円/m³ 改定率 12.8% ➢ 第 2 段階：経費回収率 100%を目指して改定率を設定 ⇒約 165 円/m³ 改定率 10.0%
料金改定時期	- 第 1 段階：令和 8 年度より新料金体系を実施 - 第 2 段階：令和 14 年度より新料金体系を実施

※ 改定時の使用料単価は現状の試算に基づくものであり、詳細な使用料体系、料金設定については、使用料改定詳細検討の際に、検討実施時点の経営状況を踏まえて算定されます。

ポイント

・収入増加のための取組の実施時期が記載されている

注意点

使用料改定を検討するのみの記載では不十分です

山口県山口市の例

(3) 新たな取り組みへの挑戦

① 消化ガスを有効活用して新たな収益を得ます。

山口浄化センターにおいて、汚泥処理過程で発生する消化ガス（メタンガス）を燃料とする発電を民設民営方式で行います。市は民間事業者に消化ガスを燃料として売却することで収益を得ることができます。民間事業者は、設備投資や運転管理等を担うことになりますが、発電して得た電力を売却することで収益を得ます。

民間事業者は、平成 28 年度に決定しており、平成 29 年度に準備、平成 30 年度から 20 年間にわたって発電事業を行うこととしています。

※ 民設民営方式…公共サービスの提供に際して、民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる手法です。

ポイント

・収入増加のための具体的な取組内容が記載されている

注意点

～の導入を検討するのみの記載では不十分です

【参考】支出削減のための具体的取組及び実施時期の記載例(3. ②b関係)

福岡県久留米市の例

取組み2：省エネ機器の導入

現状と課題

下水処理においては、水処理及び汚泥処理の過程で多くの電力を使用するため、温室効果ガスの減量が課題となっています。

そのため、浄化センターでは、使用電力の削減を目標とし、効率的な機械の運転や使用機器の運転時間の最適化を図るとともに、施設の増設・更新時には省エネルギーに配慮した機器の導入を行っています。

今後、下水道の普及や処理の高度化に伴い、温室効果ガス排出量は増大していくと予想され、その削減に対応する必要があります。

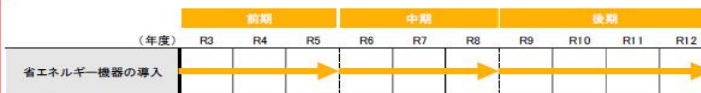
具体的な取組み

- ・使用機器の運転時間の最適化などにより省エネルギー化に取り組みます。
- ・機器増設・更新時に省エネルギー機器を導入します。
- ・汚水処理にかかる使用エネルギー量の削減に取り組みます。



▲ 消化槽（南部浄化センター）

スケジュール



ポイント

・支出削減のための具体的な取組内容及び実施時期が記載されている

注意点

～の導入を検討するのみの記載では不十分です

愛知県豊明市の例

② 民間活用、広域化・共同化事業

経営の効率化を図るため、委託業務の包括発注や近隣市町との業務の共同化を推進します。

期 間	前期（令和3～7年度）	後期（令和8～12年度）
事業内容	マンホールポンプの常時監視業務と維持管理業務の包括発注について継続する。 業務の共同化については、関係市町と検討を進める。	
成果指標	包括委託の件数 1件以上 共同化の業務数 1件以上	包括委託の件数 1件以上 共同化の業務数 1件以上

ポイント

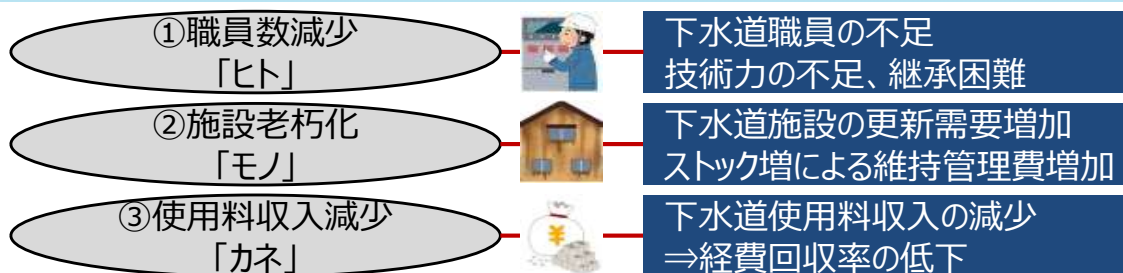
・支出削減の取組の実施時期が記載されている
・継続して実施する旨の記載がある

注意点

「包括的民間委託を行っている」のような端的な記載が見受けられますが、それでは不十分です。
すでに取組を実施している場合は、具体的な取組内容の記載および継続して実施する旨を記載してください。

ウォーターPPPについて

ウォーターPPPの概要

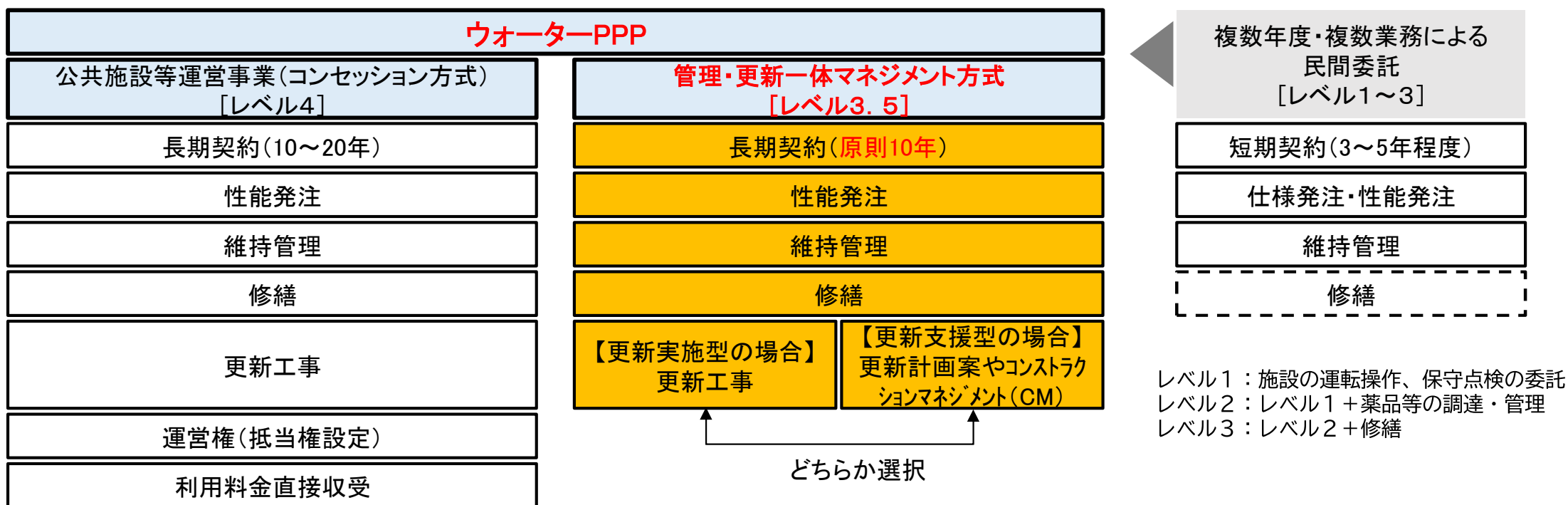


職員不足の補完、民間の経営ノウハウや創意工夫等による事業の効率化、経営改善に向けて、ウォーターPPPの導入について、ぜひご検討下さい。

⇒ウォーターPPPを導入することで、今後も継続的な国費支援が可能です※。

ウォーターPPPについて

- 水道、下水道、工業用水道において、①長期契約により、②施設の管理と更新を一体で、③性能発注や、④プロフィットシェアを盛り込んで、民間に委託する、新たな官民連携の枠組みです。
- このうち、「管理・更新一体マネジメント方式」（レベル3.5）は、コンセッション（レベル4）に比べ、民間への運営権の設定が不要で、地方公共団体にとって導入しやすいものになっています。



※汚水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている汚水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化